

## 暴風警報等が発表された場合（非常時）の対応について(通知)

大府市教育委員会

### 1. 「大府市」に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

#### (1) 登校前に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表されている場合

- ◆午前 6 時 30 分までに警報が解除された場合は、平常どおり登校し、給食を実施する。
- ◆午前 6 時 30 分（午前 6 時 30 分含む。）の時点で警報が解除されていない場合は、当日の授業及び給食を中止する。
  - ・警報が解除されて登校する場合も、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや登校が困難な児童生徒は登校しなくてもよい。
  - ・特別警報解除後は、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。

#### (2) 登校後（在校中）に、暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合

- ◆原則として生徒（中学生）は速やかに下校させる。  
原則として児童（小学生）は速やかに引き渡しをする。
  - ・気象状況等によっては、災害対策本部・教育委員会・校長会との協議の上、決定する。
  - ・状況によっては児童生徒の安全を校内において確保する。また、給食の実施について、教育委員会・校長会・給食担当校長と協議の上、決定する。（給食の献立は、平常と異なる場合がある。）
  - ・特別警報が発表された場合は、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。

### 2. 「大府市」に大雨警報・洪水警報が発表された場合

#### (1) 登校前に、大雨警報・洪水警報が発表されている場合

- ◆原則平常通りの授業を実施
  - ・登校前、気象状況等によっては、教育委員会・校長会との協議の上、休校することもある。
  - ・通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断で自宅待機させて学校へ連絡

#### (2) 登校後（在校中）に、大雨警報・洪水警報が発表された場合

- ◆原則平常通りの授業を実施
  - ・気象状況や通学路の状態から判断し、教育委員会・校長会との協議の上、授業等を中止して速やかに下校させることもある。
  - ・下校時に下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで学校に待機、もしくは、保護者に引き取りをお願いする場合もある。

### 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

#### ◆原則平常通りの授業を実施

- ・南海トラフ地震臨時情報を注視し、対応については、教育委員会・校長会との協議の上、決定する。

- ・大府市内で地震や被害があった場合、  
原則として生徒（中学生）は速やかに下校させる。  
原則として児童（小学生）は速やかに引き渡しをする。

#### **4. 震度 5 弱以上の大地震が発生した場合**

##### **（１）児童生徒が在校中の場合**

- ◆原則として生徒（中学生）は速やかに下校させる。  
原則として児童（小学生）は速やかに引き渡しをする。

##### **（２）児童生徒が在宅中の場合**

- ◆自宅待機とする。震度 5 弱以上の大地震が発生した場合は、メールや電話での連絡ができない状況になることを保護者へ伝えておく。

#### **5. 保護者の警報及び情報の確認方法について**

##### **（１）暴風警報・暴風雪警報・特別警報の場合**

- ・インターネット 名古屋気象台ホームページ (<http://www.jma-net.go.jp/nagoya/>)
- ・地デジテレビ → d ボタンにより気象情報が出る。
- ・国土交通省防災情報提供センター携帯サイト  
(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>)
- ・知多メディアスちたまる安全安心メルマガ（携帯）  
→ 登録すると、警報等の情報が配信される。<http://www.chitamaru.jp/> にアクセスし、  
メニュー画面から「安心安全メルマガ」をクリックして登録画面に入る。

##### **（２）東海地震等大地震の場合**

- ・テレビ・ラジオ等で発表される。

#### **6. 学校情報発信システムについて**

##### **（１）登校前**

- ◆原則、学校情報発信システムによる発信はしない。事前に文書で保護者に周知しておき、  
各家庭で確認をしていただくようにする。

##### **（２）登校後**

- ◆各学校判断で学校情報発信システムによる発信をしてもよい。市教委からは、発信しない。
- ◆給食を実施しない場合
  - ・市教委から発信する。その場合、学校情報発信システムに登録していない保護者には、  
学校から保護者連絡網等を通じて連絡のこと。

#### **7. 給食調理員の勤務について**

- ◆給食調理員は、正職・会計年度任用職員ともに通常どおり出勤する。
- ◆給食が中止された時点で会計年度任用職員のみ帰宅する（賃金は午前 9 時～ 11 時）。

## **8. その他**

- (1) 事前に暴風警報等が発表されることが予想される時、教育委員会・校長会長・給食担当校長は通常給食か、簡易給食に切り替えるかを協議のうえ決定し、教育委員会は各校に連絡する。
- (2) 土日・休日・夜間等の時間外に上記の警報が発表された場合は、小中学校長については、自宅待機とし、教育委員会の指示に従うこと。
- (3) 気象警報等の情報については、必ず気象庁のホームページで確認すること。
- (4) 暴風警報・暴風雪警報・特別警報が発表された場合・震度5弱以上の地震が発生した場合は、放課後クラブは閉館とする。ただし、下校後で放課後クラブに受け入れた児童については、放課後クラブで引き渡しをする。南海トラフ地震に関連する情報が発表されたときには、教育委員会と協議の上、決定する。

[連絡先 大府市教育委員会 学校教育課 (担当：原田) Tel (0562) 46-3332、FAX. 44-0020]